

平成 30 年 12 月 18 日

小金井 3・4・1 号線及び小金井 3・4・11 号線 に関する質問（再々質問）への回答

再質問①への回答

この道路整備にあたっては様々な意見があることから、今後、道路の果たす役割や機能、そして環境にどう配慮するかについて、市民との意見交換の場を設けて丁寧に対応を行うよう知事より指示されています。

これを受け、小金井 3・4・11 号線については、昨年度に、本区間の整備に向け、環境や景観への配慮などについて、ご意見を伺うことを目的に、沿道の自治会の代表者や公募による市民の皆様と意見交換会を 2 回開催しました。

また、この意見交換会の内容を地域の皆様に情報提供することなどを目的に、説明会を 2 回開催しました。

主な意見として、「整備を前提とした意見交換は求めている」、「自然環境への影響が懸念される」などの意見をいただいています。

今後、これらの意見を踏まえ、整備にあたり、自然環境や景観などに関する調査検討を実施し、意見交換を重ねるなど、丁寧に対応していきます。

再質問②への回答

東京における都市計画道路の整備方針（以下「第四次事業化計画」という。）の策定にあたって、必要性を確認するための一環として予測した将来交通量は、平成 17 年度道路交通センサスに基づいて、広く一般に用いられている予測手法を活用し、将来の人口配置や経済の動向などを考慮し、将来の道路ネットワークとの関係から予測しています。

再質問③への回答

広域的な道路ネットワークの形成は、人やモノの流れを円滑にして、東京の発展に寄与することに加え、防災性の向上、安全で快適な暮らしの実現など多岐にわたる効果が期待されるため、必要です。

広域的な道路ネットワークが形成されることにより、小金井市民はもとより、東京都民にとっても、「自動車交通の円滑化」「高度な防災都市の実現」「地域の安全性の向上」「拠点形成と拠点間連携」が図られます。

再質問④への回答

最新の交通量データについては、交通量調査を実施することとしており、そ

の結果については、今後の意見交換会等でお示しする予定です。

再質問⑤への回答

生活道路での交通事故の原因の一つとして、円滑な交通処理を担う都市計画道路が未着手であることから、渋滞する区間を避けて、通過交通が生活道路に流入していることが挙げられます。

このことから、事故削減に向け、通過交通を適切に処理するため、都内で発生している人身事故に着目し、区部及び多摩地域それぞれで人身事故密度が高い住宅エリアの街区を形成する都市計画道路を優先性の高い区間として選定しています。

なお、最新の交通量データについては、交通量調査を実施することとしており、その結果については、今後の意見交換会等でお示しする予定です。

再質問⑥への回答

平成 30 年 3 月の説明会でご説明したとおり、東大通り（東町四丁目西交差点近傍）において、道路交通センサスの現況交通量データはありません。

ご質問の都議会での答弁とは、平成 28 年 3 月の予算特別委員会での、「第四次事業化計画の必要性の検証や優先整備路線の選定にあたって、交通量や混雑度、旅行速度の現況値や将来推計など、さまざまなデータを用いて路線の検証を行い、その結果を都民にわかりやすく、また評価しやすい形で整備方針案において示している」との答弁と思われま。

第四次事業化計画における必要性の検証項目のうち、交通量に関する検証は「交通処理機能の確保」ですが、この検証項目は、将来の交通量が 2 車線道路の交通容量の半分である 1 日当たり 6,000 台以上となる場合は今後も必要であると評価する項目となっています。

また、第四次事業化計画における優先整備路線の選定項目のうち、交通量に関する検証は「自動車交通の円滑化」ですが、この選定項目は主要渋滞箇所を含む区間や混雑度 1.25 を上回る区間について、交通の転換や拡幅により、渋滞緩和に寄与することが期待される区間を優先性の高い区間として選定する項目となっています。

なお、第四次事業化計画の策定にあたり、必要性を確認するために予測した将来交通量の公開については、東京都情報公開条例に基づく所定の手続きにより、開示請求していただくこととなります。

再質問⑦への回答

人口減少の時代にあっても、将来にわたり東京を持続的に発展させていくた

めには、広域的な交流、連携や高度な防災都市などを支える都市計画道路ネットワークの充実が不可欠であり、必要な道路は着実に整備していきます。

なお、第四次事業化計画の策定にあたって予測した将来交通量は、広く一般に用いられている予測手法を活用し、将来の人口配置や経済の動向などが考慮されています。

再質問⑧への回答

災害時には、避難場所に多くの都民が集まることが想定され、そのための経路を確保することが必要です。

また、避難場所へは、徒歩での避難に加え、救急車や緊急物資の搬送車の往来があり、アクセス性を向上させることが重要です。

このため、「避難場所へのアクセス向上」の検証では、広域避難場所あるいはそれに相当する避難場所を対象として評価しています。

再質問⑨への回答

東日本震災時、都内において、鉄道各線の不通により車による移動が増加したことや、高速道路の通行止めに伴って、出口から排出された車が増加したことなどにより、一般道路が大渋滞しました。

そのため、ソフト・ハード両面の対策を進め、発災後も交通機能を維持することが必要です。

また、避難に関する計画は、東京都地域防災計画で定めており、東京防災やホームページへの掲載を通じ、避難場所等の情報を周知しています。

なお、東京都地域防災計画では、発災時の避難誘導は区市町村の役割であると位置付けており、住民への周知や訓練の実施など区市町村が地域の実情に応じた取組を行っています。

今後とも、区市町村と連携しながら都民の防災力向上に努めていきます。

再質問⑩への回答

ご指摘の物資輸送や救援救護活動に必要な緊急輸送道路は、東京都地域防災計画（震災編）において、新たな緊急輸送道路となり得る幹線道路整備の推進が予防対策として、定められています。

東京の防災力を向上させるには、「自助」「共助」「公助」を実現し、都の地域における地震被害の予防対策、応急・復旧対策及び震災復興を実施し、都民の生命・身体及び財産を保護するとともに、都市の機能を維持することが必要です。

再質問⑪への回答

前回回答は、延焼遮断帯を設定するための条件を説明したものであり、沿道にだけ耐火建築物を建設すれば防災効果があるとの主旨ではありません。

延焼遮断帯とは、地震に伴う市街地火災の延焼を阻止する機能を果たす道路、河川、鉄道公園等の都市施設及びこれらと近接する耐火建築物等により構成される帯状の不燃空間のことです。

さらに、震災を予防し、震災時の被害拡大を防ぐためには、主に、延焼遮断帯の形成、緊急輸送道路の機能確保、安全で良質な市街地の形成及び避難場所等の確保など、都市構造の改善に関する諸施設を推進することが必要です。

再質問⑫への回答

防災都市づくりの施策として「木造家屋の耐震化・不燃化」は、より高い施策効果を実現するため、都市計画道路の整備と併せて行うものであり、「通電火災の防止機器の設置、地域の消防能力の向上」といった施策は、いずれも東京都内で広く取り組まれ、実施されています。

「燃え広がらないまち」を実現するためには、都民による自助の備え、出火対策、初期消火対策等のみならず、地域の不燃化促進などとも複合して、延焼遮断帯となる空間の形成を促進する必要があります。

再質問⑬への回答

職員が現地を踏査し、地形・地物等の状況を確認するとともに、当該路線周辺の地下水等に関する既存資料を収集し、意見交換会や説明会でその内容をお示しさせていただいています。

平成 30 年 3 月の説明会では地下水への影響についてのご質問に対し、今後、計画道路周辺の環境調査を行わせていただくと回答いたしました。

説明会等で寄せられた皆様からの意見を踏まえ、今後、整備にあたり、事前環境や景観などに関する調査検討を実施し、意見交換を重ねるなど、丁寧に対応していきます。

再質問⑭への回答

本事業を進めるためには、地権者様の土地をお譲りいただきたり、建物等を事業区域外へ移転していただかなければなりません。そのため大変なご迷惑をおかけしますが、道路事業の必要性をご理解いただき、ご協力を得られるよう努めます。

なお、事業の際には適切に補償を行ってまいります。

再質問⑮への回答

都市計画道路は多様な機能を有する都市を形成する最も基本的なインフラであります。このため、第四次事業化計画に基づき、都市計画道路の整備を着実に進め、計画的かつ効率的に道路ネットワークを形成し、ゆとりある生活と経済活力が両立した都市の実現を目指していきます。

なお、交差点すいすいプランは、道路幅員の狭い片側一車線の道路における交差点で、右折待ちの車両が支障となって発生する渋滞を緩和し、円滑な交通を確保することを目的とし、新たに右折車線を設置するなどの交差点改良を行うものです。

再質問⑯への回答

都は、おおむね十年ごとに都市計画道路の事業化計画を策定し、優先的に整備すべき路線を定め、計画的、効率的な道路整備に取り組んでいます。

小金井3・4・1号線、小金井3・4・11号線は、第四次事業化計画において平成28年度から平成37年度までに優先的に着手すべき路線に位置付けています。

連雀通りの都市計画の無い区間の沿道には、堅牢な建物が建築されていることから、拡幅は困難な状況です。

再質問⑰への回答

南北の天文台通りと小金井街道の間や東西の連雀通りと東八道路との間では、現在、都市計画道路が十分に整備されていません。

このため、小金井3・4・1号線、小金井3・4・11号線を整備することにより、南北、東西方向の広域的な道路ネットワークが形成され、交通が分散するなど、渋滞の緩和等が図られます。

再質問⑱及び⑲への回答

優先整備路線の選定に当たっては、六つの選定項目を設定し、選定しています。

このうち、「自動車交通の円滑化」については、主要渋滞箇所を含む区間や混雑度1.25を上回る区間について、交通の転換や拡幅により、渋滞緩和に寄与することが期待される区間を優先性の高い区間として選定する項目です。

また、「地域の安全性の向上」については、通過交通を適切に処理するため、都内で発生している人身事故に着目し、区部及び多摩地域それぞれで人身事故密度が高い住宅エリアの街区を形成する都市計画道路を優先性の高い区間として選定する項目です。

なお、最新の交通量データについては、交通量調査を実施することとしてお

り、その結果については、今後の意見交換会等でお示しする予定です。

追加質問⑳への回答

第四次事業化計画は、区部及び多摩地域の幹線街路に着目し、「将来都市計画道路ネットワークの検証」として検証項目や方法を整理した上で、未着手区間を対象に検証を行い、その結果必要性が確認されなかった路線9路線5kmは、廃止や縮小など都市計画を見直すべき路線として示しました。さらに、必要性が確認された路線を対象に優先整備路線の選定を行いました。

このように第四次事業化計画は、都市計画道路の見直しに関する検証項目や方法、すなわち「見直しガイドライン」としての内容、及びその結果としての見直すべき路線の提示、そして事業化計画が一体となったものであり、「見直しガイドライン」の内容が含まれています。

追加質問㉑への回答

パブリックコメントは、第四次事業化計画を策定するに当たり、幅広く都民などの意見を把握するために実施いたしました。パブリックコメントでいただいたご意見・ご提案に対する東京都の考え方・対応については、東京都都市整備局のホームページ「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）（案）パブリックコメントの結果の概要」に記載されているとおり、「現地の地形や自然環境等を踏まえ、整備形態等について適切に対応するとともに、地元説明を実施するなど、事業化に向けて、適切に取り組んでいきます。」との考え方を示しています。

これらを踏まえ、自然環境や景観などに関する調査検討を実施し、意見交換を重ねるなど、丁寧に対応していきます。

追加質問㉒への回答

知事は、平成28年第三回定例会一般質問において、「この道路整備に当たりましては、さまざまな意見があることは承知をいたしております。今後、道路の果たす役割や機能、そして環境にどう配慮するかについては、市民との意見交換の場を設けて、一つ一つ丁寧に対応を行うように指示したところでございます。」と答弁しています。

建設局はこの指示に基づき、自然環境や景観などに関する調査検討を実施し、意見交換を重ねるなど、丁寧に対応していきます。

なお、都施行の優先整備路線である本路線については、事業を所管している建設局が住民の皆様へのご説明を行ってまいります。

追加質問⑳への回答

小金井3・4・11号線については、「交通処理機能の確保」「避難場所へのアクセス性向上」「延焼遮断帯の形成」の項目にて、必要性を確認しています。

その上で、「自動車交通の円滑化」の観点から渋滞緩和に寄与することが期待される区間を優先整備路線に位置付けています。

整備にあたっては、環境や景観への配慮などについて、市内にお住いの皆様のご意見を伺いながら進めたいと考えています。

なお、都施行の優先整備路線である本路線については、事業を所管している建設局が住民の皆様へのご説明を行ってまいります。

このため意見交換会等については、建設局主催で開催することとしており、都市整備局の出席については考えていません。

追加質問㉑への回答

優先整備路線については、広域的な課題や地域的な課題のそれぞれに対応することを目指し、「自動車交通の円滑化」「地域の安全性の向上」など六つの選定項目を設定し、これらに照らして路線の選定を区市町とともに行いました。

なお、第四次事業化計画の策定に当たっては、学識経験者で構成する専門アドバイザー委員会で専門的見地からの助言を受け、地元の状況を把握している区市町と議論を重ねるとともに、パブリックコメントやオープンハウス等を行い、幅広い都民の意見の把握に努めました。

以上

【お問い合わせ先】

東京都建設局道路建設部計画課

多摩計画担当 今泉、喜代田 03-5321-1111 (内線 40-651)

東京都都市整備局都市基盤部街路計画課

多摩街路計画担当 三浦、望月 03-5321-1111 (内線 30-471)